

## 平成 22 年度動物愛護寄附金配分事業申請要領

### はじめに

動物愛護に係る事業に対する平成 22 年度動物愛護寄附金の配分団体を次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成 22 年 3 月 1 日(月)から同年 4 月 30 日(金)

### 【動物愛護寄附金について】

政府は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）に基づき、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めることを目的として、毎年 9 月 20 日から 26 日を「動物愛護週間」と定めています。この「動物愛護週間」は、昭和 24 年（1949 年）に制定され、昨年（2009 年）で制定から 60 周年を迎えました。動物愛護週間の期間中は、例年、国、地方自治体、関係団体が協力し、動物の愛護と管理に関する普及啓発のため、さまざまな行事が開催されます。

郵便事業株式会社では、動物愛護週間制定 60 周年を迎える記念として特殊切手「動物愛護週間制定 60 周年記念」を平成 21 年 9 月 18 日に発行し、平成 22 年 3 月 17 日まで販売しております。販売価格 55 円のうち 5 円を寄附金とし、1,000 万枚発行いたしました。皆さまより寄せられました寄附金は、社会福祉の増進等を目的とする、動物との関わりを持つ事業に助成されます。

年賀寄附金配分事業は郵便事業株式会社が「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和 24 年 11 月 14 日法律第 224 号）に基づいてこれを行っています。お預かりしました寄附金を、法律に定められています 10 の分野の事業のうち 4 分野の事業（P. 4「3. 申請のできる事業分野と事業期間」を参照）を行う団体に配分します。

寄附金配分事業は、社会の発展に大きく貢献することを目的としています。

## 【動物愛護寄附金配分事業の分野について】

動物愛護寄附金配分による助成は、公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・調査研究等の事業分野に対し行われます。申請可能な金額は1件あたり上限500万円です。

### (助成対象事業の内容事例)

なお、次のような事業が助成対象事業の事例と考えられますが、これらに限るものではありません。

#### (1) 動物愛護管理に関する各種普及啓発活動

例：リーフレット・ポスター等の作成、動物の飼い方教室や適正飼養等講習会・講演会等開催、動物愛護管理に関する普及啓発（適正飼養推進により危害を防ぎ、地域環境衛生等に資することによる地域福祉増進への寄与）

#### (2) 飼い主のいない犬・猫等の収容・譲渡の推進

例：シェルターへの収容・飼育、適正な飼い主への譲渡推進（飼い主のいない犬・猫等を減らし、地域衛生環境等に資することによる地域福祉増進への寄与）

#### (3) 盲導犬・介助犬等の育成普及、余生の充実等に関する事業

例：盲導犬・介助犬等の育成普及、生活環境等の整備、余生の充実等（よりよい介護犬の生活環境整備による障がい者等の社会福祉増進への寄与）

#### (4) 動物の個体識別の推進

例：マイクロチップの個体への挿入等による個体識別装置の推進（個体識別装置推進による飼い主のいない犬猫等の削減等の地域福祉増進への寄与）

#### (5) 災害時等における動物の救援

例：災害時等における適正な動物の救援を実施（動物の救援・収容等により地域環境衛生に資することによる地域福祉増進への寄与）

#### (6) 非常災害等の救助活動への動物寄与

例：災害にあたり動物の能力を発揮することによる救助活動の推進（非常災害時の被災者等の救助活動や災害予防活動への寄与）

#### (7) アニマルセラピー活動

例：動物と人間のふれあいによるセラピーに対する動物の寄与（福祉増進への寄与、青少年健全育成への寄与）

#### (8) 飼養動物の愛護及び適正な管理を通じた野生生物の保護活動

（野生生物への理解を通じての青少年健全育成への寄与、地球環境保全への寄与）

## 【動物愛護寄附金配分事業の方向付け・審査・評価】

郵便事業株式会社が取り組む社会貢献施策の1つに年賀寄附金配分事業があり、当事業を広く社会の知性により配分事業の方向付けをいただくために、郵便事業株式会社の社外有識者による「年賀寄附金アドバイザー・グループ」が平成18年に設置されました。そして年

賀寄附金配分の申請を審査する年賀寄附金審査委員会及び助成された事業の成果を評価する年賀寄附金評価委員会が、同じく社外有識者により構成されています。

このように年賀寄附金制度は透明で公正な事業運用がなされる仕組みを整えています。

動物愛護寄附金配分事業についても、当審査委員会において、動物愛護寄附金配分事業の審査・評価を行います。

## 1. 配分事業の流れ

配分申請事業の検討・  
配分申請書の作成・  
大臣又は都道府県知事  
の意見書の入手

配分申請書の提出

受付確認はがきの受領

審査  
(審査委員会の審査、郵便事業株式会社決定)

総務省への認可申請

(情報通信行政・郵政行政  
審議会・答申)  
総務大臣から認可

配分団体の決定通知

(1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な配分申請書を入手してください。

(2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討していただき、この配分申請要領に記載された条件、審査にあたって重点考慮される事項等を踏まえて、配分申請書を作成してください。

申請に必要な書類を揃えて（申請書(A4)を折らずに入る封筒をご使用ください）、郵便(特定記録郵便若しくは簡易書留郵便)にてお送りください。受付期間は平成22年3月1日(月)から、平成22年4月30日(金)(当日消印有効)です。

消印が5月1日(土)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

事務局は、申請書類を確認の上、同封いただいた「はがき」に申請書類を受け付けた旨の表示をして返送いたします。

平成22年5月14日(金)までに「受付確認はがき」が届かない場合には事務局へお問い合わせください。

平成22年5月～  
平成22年6月中旬

実施計画書の提出

8月下旬迄

配分事業の実施

8月～  
平成23年3月

寄附金の配分

8月末日～  
各月末日

事業完了報告書の提出

配分事業完了月の  
翌月末

ヒアリング評価(抽出)  
及び実地監査

平成23年8月  
下旬頃

7月上旬

7月中旬頃

7月下旬頃  
(郵便でお知らせ  
いたします)

※ 太線 (  ) で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

## 2. 申請のできる団体

寄附金付動物愛護切手の購入者からお預かりした寄附金は公募申請により助成金として配分いたします。

申請可能な団体は営利を目的としない、公益の増進に寄与する、法人格を持つ団体です。具体的には

- (1) 社会福祉法人
- (2) 特例社団法人
- (3) 特例財団法人
- (4) 公益社団法人
- (5) 公益財団法人
- (6) 特定非営利活動法人(NPO法人)

であり、お年玉付郵便葉書等に関する法律により定められている対象事業 10 分野のうち、下記 3 に示す今回対象の 4 分野の事業を行う法人が申請できる法人となります。

また、その法人は法人の最新決算時において法人登記後 1 年以上を経過しており、丸 1 年間の年度決算書を確定している必要があります。

これらの条件に合致しない団体、例えば任意団体や医療法人・宗教法人・学校法人・一般社団法人・一般財団法人等は申請できません。

なお、平成 20 年 12 月 1 日より新公益法人法が施行になりました。申請後に法人種別、法人名称等変更の生じることが想定されます。今回の動物愛護寄附金配分事業では申請時点の法人種別が継続されるものとみなします。

公益認定を受けて移行した公益社団法人・公益財団法人の場合は移行以前の法人期間を通算できます。

## 3. 申請のできる事業分野と事業期間

申請できる事業分野は「お年玉付郵便葉書等に関する法律」による 10 の分野のうち、今回は以下の 4 つの分野を対象とします。団体は定款又は寄附行為に基づいて行うこれらの事業について配分申請ができます。事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成 23 年 3 月末日までに経費の精算(支払い)も含めて完了するものを対象とします。事業は日本国内で実施されるものを対象とし、海外で実施される事業は対象外とします。ただし、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業とみなし、今回の対象となります。

### (1) 対象事業

- ① 社会福祉の増進を目的とする事業
- ② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

- ③ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- ④ 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業

(2) その他の条件

- ① 動物愛護寄附金はそれ以外の助成団体への併行申請は可能ですが、動物寄附金配分申請事業と重複する事業内容に対して別の補助金・助成金が決定された場合には動物愛護寄附金の配分は行いません。
- ② 申請は1法人1申請とします。1施設1申請ではありません。
- ③ 助成事業において改修する施設、配備する機器・車両等は、寄附金配分対象となっている4つの事業(前記(1)①~④)の実施に直接つながるものであることが必要です。
- ④ 助成事業における車両購入は、車両本体価格のみを配分対象とし、付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用等は申請団体の自己負担となります。
- ⑤ 車両・機器は、配備後自ら所有するものを対象とし、リース・レンタル配備を行うものは対象としません。また、中古品も対象としません。
- ⑥ 施設改修は、模様替工事及び修理・保全工事のみを対象とし、新築・増築のように建築面積・床面積を増やすものは対象としません。施設は法人所有施設、公的施設を対象とします。個人所有施設の場合には5年以上の長期貸与契約(無償・有償を問いません。契約期間が5年以上であり、平成22年7月1日以降の残存契約期間が3年以上あるものとします。)がなされていることが条件となります。
- ⑦ 申請に係る事業の実施の緊急性が高いものであること。
- ⑧ 申請法人が自ら実施する事業であること。ただし、申請法人の責任において事業の一部を外部へ委託することは可能です。

(3) 申請事業に期待すること。

- ① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること  
事業への社会的要請が高く、また、事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。
- ② 先駆性の高い事業であること  
従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。
- ③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること  
事業は具体的に計画され、平成22年度内に完了する事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いが高いこと。
- ④ 緊急性の高い事業であること  
平成22年度内に実施する必要性の高い事業であること。

(4) 定量的条件の配慮

以上の期待を優先審査し、さらに以下の定量的条件が優先順位決定に加味されます。

- ① 寄附金申請額がより小さい方を優先（助成を必要とすることができるだけ多くの団体に配分するため）
- ② 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先（事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体）
- ③ 団体の前年度決算における次期繰越収支差額のより小さい方を優先（財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体）

#### 4. 配分申請に必要な書類

配分申請に必要な書類は下記のとおりです。動物愛護寄附金配分申請書用紙は年賀寄附金ホームページ( <http://www.post.japanpost.jp/kifu/> )からダウンロードできます。また、郵送で同用紙を希望される方は下記年賀寄附金事務局まで郵便はがき若しくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成 22 年度動物愛護寄附金配分申請書類 希望」と明記の上、お申し込みください。

##### (1) 申請書類（必須提出書類）

- ① 動物愛護寄附金配分申請書
- ② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書  
意見書についてはP. 9「12. その他参考情報」をご参照ください。
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 平成 20 年度申請団体収支決算書
- ⑤ 平成 21 年度申請団体収支予算書
- ⑥ 必要な見積書
- ⑦ 施設の場合、図面及び改修箇所の写真など事業内容が具体的に分かる書類等  
(個人所有施設の場合は施設貸与契約書の写しも添付)

##### (2) 説明資料

- ① 団体及び活動を紹介したパンフレット等（作成している場合）
- ② その他必要と考える説明資料

##### (3) 返信用郵便はがき（必須提出）

申請書類を受領した旨を通知いたしますので、配分申請書 P. 1「実施責任者」の連絡先(住所)・氏名を記した「返信用郵便はがき」を必ず同封してください。通常はがきとし、往復はがきとはしないでください。

申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便(申請書(A4)を折らずに入る封筒を 使用し、特定記録郵便若しくは簡易書留郵便)にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。  
特に「意見書」は必須ですので、入手のために余裕時間をもってご準備ください。

(申請書用紙の申し込み・申請書類の提出先)

〒100-8798

千代田区霞が関1丁目3番2号

郵便事業株式会社 経営企画部 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00~12:00 又は 13:00~17:00 をお願いいたします。)

受付期間は平成22年3月1日(月)から、平成22年4月30日(金)(当日消印有効)です。消印が5月1日(土)以降の応募については、理由の如何を問わず審査をいたしません。

#### (4) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク(印刷、ボールペン、万年筆)の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出ください。  
なお、コピーは片面とし、両面刷りにしないでください。
- ③ 配分申請書は所定の申請書様式を使用してください。記載紙面の追加は認められません。申請書ページ数を超えないようにしてください。ページ数の範囲内であれば記入項目により、記入行数を増減しても構いません。
- ④ 審査は申請書類(添付資料を含む)のみで行いますので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した、的確かつ簡潔にポイントを掴んだ記載を心掛けてください。また、第三者が容易に判読・理解できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。

### 5. 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は平成22年7月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果につき書面にてお知らせいたします。

### 6. 配分通知の交付式と事業の実施

- (1) 寄附金配分対象団体へは郵便事業株式会社から連絡の上、動物愛護寄附金の配分決定通知書交付式を行う予定ですので、その際にご出席をお願いいたします。
- (2) 配分申請に対し、審査委員会において金額や内容につき査定が行われる場合があります。

すので、申請された金額が大幅に減額となる可能性があります。その際は申請団体に連絡します。減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、動物愛護寄附金配分を辞退することができます。

- (3) 配分決定の時期は申請から 3～4 か月ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。見積もりを再度とっていただき、現状に即した事業実施計画書に修正を行い、当社に提出していただき、これに基づいて事業を実施していただきます。ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、あくまでも申請内容に沿った小幅な修正としていただきます。
- (4) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ助成金から減額いたします。この場合自己負担金額の減額はできません。
- (5) 寄附金は事業の終了月の月末に配分いたします。ただし、申請団体の要望に基づき当社が認める場合には、事業開始月・事業終了月の時期から送金月（2回）を選択することができます。

## 7. 動物寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子調製などはその冊子へ、その他の場合は何らかの方法をもって動物愛護寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます（詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。）。

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合、「郵便事業株式会社により動物愛護寄附金配分を受けました」旨の記述をお願いいたします。その際は年賀寄附金事務局(下記「10. お問い合わせ先」の連絡先)までご連絡ください。

## 8. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了報告書」及び「自己評価書」を提出していただきます。

## 9. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により監査が義務付けられています。郵便事業株式会社の社員が監査のために派遣され実地に監査を行います。

また、平成 18 年度以降の寄附金配分事業の完了後に事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング調査（選定された案件につき）などがあります。ご協力をお願いします。

## 10. お問い合わせ

### (1) お問い合わせの多い質問と回答

年賀寄附金ホームページにて、お問い合わせの多い質問と回答を掲載しておりますので、ご参照ください。

年賀寄附金ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/kifu/>

### (2) 電話によるお問い合わせ

以下の電話番号にお問い合わせください。お問い合わせが多い場合には、電話がつながりにくいことがあります。あらかじめご了承ください。

申請希望事業が申請できる事業であるかどうかの問い合わせ等、事前問い合わせも歓迎します。

郵便事業株式会社 経営企画部 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 をお願いいたします。)

## 11. その他ご注意

(1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に電話等をさせていただく場合があります。

(2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管ください。

(3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、あらかじめご了承ください。

(4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

なお、審査委員長講評は配分事業リストに掲載されます。

## 12. その他ご参考情報

### (1) 申請事業における動物の範囲：

動物愛護管理法に言う哺乳類、鳥類、爬虫類を主たる対象範囲とします。

飼養動物の愛護・保管・管理に加え、野生動物の保護を対象範囲とします

### (2) 意見書：

政令により大臣又は都道府県知事の意見書を申請書に添付する必要があります。意見書は申請する団体の所管先ではなく、申請する事業内容を所管する部局へ交付を申請してください。

なお、所管する部局が分からない場合は、都道府県の動物愛護管理行政担当組織（以下のURLを参照）へご相談いただくことをお勧めいたします。

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3\\_contact/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3_contact/index.html)

交付申請の際には次のような書類が必要になる場合がございますので、申請前に予めご用意いただきますようお願いいたします。

- ① 意見書交付申請書（別紙1）
- ② 動物愛護寄附金配分申請書
- ③ 申請団体の定款あるいは寄付行為

なお、意見書及び意見書交付申請書は特に書式に決まりはありませんが、例文を別紙1、2のとおり作成しておりますので、ご参考ください。

意見書の交付には2～3週間程度の時間が必要とされております。必ず、余裕をもって4月9日頃までには、申請事業内容を所管する部門へ意見書の交付を申請してください。事業の所管について大臣あるいは都道府県知事から法律、法令等により政令市・中核市等に権限委譲されている場合は、委譲先の長による意見書でも結構です。その場合は委譲について記載のある条文等を添付ください。

意見書についてご不明な点がございましたら、年賀寄附金事務局までご連絡ください。

#### （4）WEBサイト：

WEBサイトに「動物愛護寄附金配分事業」についての参考情報を掲載しておりますので、ご参照ください。

- ① 年賀寄附金ホームページ  
<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>
- ② 郵便CSRブログ  
<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>
- ③ 動物愛護寄附金付切手発行について（プレスリリース）  
[http://www.post.japanpost.jp/kitte\\_hagaki/stamp/tokusyu/2009/h210918\\_t.html](http://www.post.japanpost.jp/kitte_hagaki/stamp/tokusyu/2009/h210918_t.html)
- ④ 動物愛護寄附金付切手について（郵便CSRブログ）  
<http://blog.post.japanpost.jp/csr/2009/12/60.html>

以上

【意見書作成申請書の作成例】

平成 2 2 年度動物愛護寄附金配分申請における  
大臣（都道府県知事）への意見書の作成申請書

年 月 日

大臣（都道府県知事） 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

㊞

電 話 番 号

郵便事業株式会社が実施する「平成 2 2 年度動物愛護寄附金配分申請」に伴い、配分申請する事業を所管する大臣あるいは都道府県知事の意見書（「お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令」（昭和 33 年 9 月 29 日政令第 279 号）第 2 条第 2 項）が必要なため、意見書の作成をお願いいたします。

記

- 1、動物愛護寄附金配分申請書の写し 1 部
- 2、定款あるいは寄付行為の写し 1 部

以上

【意見書の作成例】

平成 2 2 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

郵便事業株式会社

代表取締役社長 鍋倉 眞一 あて

○○大臣（都道府県知事）

○○ ○○ 印



平成 2 2 年度動物愛護寄附金の配分を申請する事業に関する意見について

平成 2 2 年度動物愛護寄附金の配分申請を行う次の法人は、下記に示す事業を実施する団体であり、同団体が寄附金の配分を受けて実施する事業は、当該事業目的に寄与するものと認められる。

記

申請団体名（法人名）：

実施事業名                   ：

事業分野                       ：

※事業分野については以下の4の事業のうち、該当する事業を記載してください。

お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に掲げる4の分野の事業

- ① 社会福祉の増進を目的とする事業
- ② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- ③ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- ④ 地球環境の保全を図るために行う事業